

水道水の水質基準値超過について

水質検査の結果で「アルミニウム及びその化合物」が水道水の基準値を超えて検出された件についてお知らせします。

平成 27 年 3 月 23 日 水質検査（大川・根田原・片根山浄水場系管末）：0.23mg/L

平成 27 年 3 月 23 日 水質検査（関之戸浄水場系管末）：0.34mg/L

平成 27 年 4 月 15 日 水質検査（大川・根田原・片根山浄水場系管末）：0.33mg/L

※「アルミニウム及びその化合物」の基準値は 0.2mg/L です。

「アルミニウム及びその化合物」について、上記のとおり水質基準の超過が見られました。

ただし、アルミニウムについては人体への吸収率が低く、摂取したほとんどが体外に排泄されるため、今回検出された程度の微量のアルミニウムでは、健康に影響することはありません。このことを考慮し、今回の基準超過については、給水の停止や飲用の制限などは行いませんでした。

今回の基準値超過の原因は、大川浄水場及び関之戸浄水場に於いて、原水の不純物を沈澱させる薬品（凝集剤）を投入する機器の不具合により投入量が多くなったことです。

これに対して薬品投入する機器の不具合調整の対策を行いました。

この対応により、現在、「アルミニウム及びその化合物」の基準値超過は解消しています。
※平成 26 年 5 月 22 日採水分について、基準値以下であることを確認しています。

今回の水質基準超過について、皆様には大変ご心配をおかけしました。

これを教訓に、今後も水質監視の強化を図り、より良い水質を目指していきます。

○PAC（パック）

ポリ塩化アルミニウム(Poly Aluminum Chloride の略)。凝集剤の一種
危険有害性の分類

- ①分類の名称 分類基準に該当しない。
- ②危険性 消防法の危険物、毒劇物取締法の劇物に該当しない。
- ③有害性 労働安全衛生法の有害物、毒劇物取締法の毒物に該当しない。
- ④環境影響 化審法の特定・特定化学物質に該当しない。

引用文献 （社）日本化学工業協会の製品安全データシート作成指針による分類基準